

街路樹管理計画 骨子（案）

1 計画策定の背景と目的

1-1 計画策定の背景と目的

高度経済成長期以降、都市の緑を確保するためにケヤキ等生長が早く、大きな緑量が見込める植栽を推進してきた。道路緑化として街路樹は街の景観形成や環境保全等に貢献しており、その緑陰等は通行者に快適な空間を提供している。

しかし一方で植栽後40年以上の経過とともに大木化・老木化が進行してきており、交差点部や信号機・標識の視認性の妨げや歩道の根上り、狭小な幅員形成による通行障害、樹勢衰退・生育障害の発生による倒伏の危険性等が顕著に見られるようになり、将来において安全・安心で快適な道路空間の確保が難しい局面を迎えているのが現状である。

その上、本市においても少子高齢化に伴う人口減少時代を迎え、限られた財源のなかで、持続可能でより効率的な維持管理が求められる。

こうした現状を踏まえ、安全・安心な道路づくり、良好な都市景観の創出、より効果的な維持管理を目指すことを目的に、街路樹管理計画を策定する。

1-2 パークマネジメント計画との連携

街路樹の有する機能と効果は、まちなかにおける景観向上や快適空間の提供など、公園等におけるみどりや空間の有する機能と効果とも共通するものがあり、街路樹と公園等におけるみどりは、部分的に相互に補完しながらも、公共空間における都市の貴重なみどりとして、景観向上その他の機能と効果を提供する。

パークマネジメント計画（公園区計画）ならびに街路樹管理計画では、宝塚市全体や公園区等地域の公共空間におけるみどりのあり方について検討を行う。

特に、街路樹管理計画では、公園等におけるみどりのあり方と整合をとりつつ、宝塚市全体の街路樹のあり方を踏まえ、地域や路線等の特性に対応した街路樹のあり方について検討を行うことが重要となる。

一方、パークマネジメント計画（公園区計画）では、公園等の機能に着目した整備・再整備、維持管理や利活用のあり方のほか、公園樹（植栽）等の管理のあり方について検討を行う。特に、公園樹等の管理のあり方については、街路樹管理計画における検討内容、市民協働による管理への参加を踏まえ、基本的な植栽管理における共通した考えのもと、公園樹における倒木・落枝等に備えた安全管理、隣接地への越境等の問題への対応のほか、健全な生育を見据えた樹木管理等の検討を行う。

1-3 検討の視点

街路樹が植栽されている個々の道路空間の特性やシンボル路線等の各路線の位置づけを踏まえ、それら特性や位置づけに対応した整備・管理を行うことを基本とする。

ただし、その際、各路線（または路線を区分する各ブロック）が位置する地域の実情や公園区計画において検討を行う地域の公園等と街路樹のあり方の2要素を踏まえた検討を行うことが重要となる。

地域の実情に対応する視点では、土地利用が密でみどりの量が少ない地域においては、街路樹は地域の貴重なみどりであり、その重要性を踏まえた整備・管理を行うことが望ましい。

公園区計画における検討に対応する視点では、地域のまちづくり協議会等の団体を中心に、宝塚市の参加する公園区協議会（仮称）において、地域の公園等や街路樹のあり方（公園区計画）を検討するが、その際、宝塚市全体の街路樹管理等の基本的な方針を踏まえ検討を行う。一方で、作成された公園区計画における街路樹のあり方を踏まえ、今後の街路樹の整備・管理を行うものとする。

2 街路樹の現状と問題点

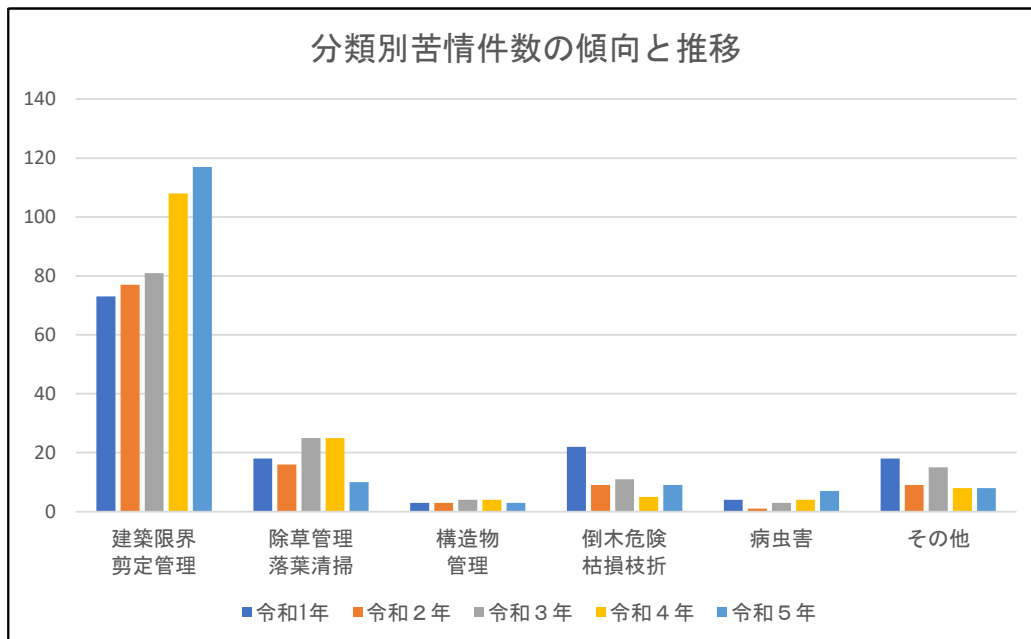
2-1 街路樹の有する機能と効果

街路樹は、景観統合・調和機能等の景観向上機能や快適空間の提供等の緑陰形成機能、地球温暖化防止等の環境保全機能、視線誘導等の交通安全機能、火災等の延焼防止効果や建物倒壊防止等の防災機能等がある。

これらに加え、市民協働による街路樹管理を推進することでコミュニティの醸成機能が期待できる。

2-2 街路樹が抱える問題

本市の街路樹は、植樹から長期間経っているものが多く、大木化・老木化が顕著にみられ、大木化による根上り等の歩道空間の安全性の低減や道路視認性の低減、老木化による倒木などの問題、また、近隣住民の高齢化や市民意識の変化により、市への落葉清掃要望は年々増加しており、そのような日常管理の問題など、道路空間において様々な問題を及ぼしている。



【街路樹が抱える問題】

- 大木化・老木化・・・管理困難な高さに生長→安全性低下と剪定費の増大
- 樹冠の過密化・・・間引きや大枝落としの未実施→枝葉の生育・樹形不良
- 建築限界超越・・・植栽位置不良→越境等により剪定頻度の増加
- 強剪定・・・建築限界、落葉対策による強剪定→景観価値の低下
- 根系肥大・・・生長に伴う根上り→歩行者のつまずき、地下埋設物等にも影響
- 生育不良・・・植栽基盤劣化や病虫害の発生→景観価値の低下
- 倒伏・落枝・・・台風等自然災害→人的・物的被害の可能性

2-3 本市における街路樹の現状

2-3-1 街路樹整備状況

本市が管理している道路の内、街路樹（高中木）が植栽されている路線は276路線あり、高木が約7000本植栽されている。高木等は緑量確保を重点とした樹種が全国的に整備されており、本市においても、ケヤキやサクラなど生長が早く、大木化する樹種が多く植栽されてきた。

2-3-2 街路樹の管理状況

本市が実施している維持管理は、通常管理や日常点検、また緊急時点検を行っている。通常管理では一般的に定期的な高木や低木等の剪定、落葉清掃、灌水作業等を実施し、その他、必要に応じて病虫害防除、除草、不要支柱撤去、枯損樹木の伐採等を実施している。

作業区分		管理内容	作業時期・頻度
通常管理	高木剪定	・不要枝の除去および建築限界に障る枝の剪定 ・整姿および整枝剪定	毎年：14路線 隔年：26路線 その他：定期なし
	低木等剪定	・歩道および車道への突出枝の剪定 ・花木については、花芽分化時期に合わせた剪定	年に2～4回
	病虫害防除	・薬剤散布（予防散布は除く）	必要に応じて
	除草	・植栽柵、中央分離帯内を対象 ・付属構造物の目地等で成長した雑草についても対象	年に2～4回
	落葉清掃	・歩道部および車道部路肩の落葉清掃 ・人力清掃を基本としている	適宜
	灌水	・晴天日が継続した場合や、新規植栽を対象	夏季を中心に年5～10回を目安に適宜
	育成管理	・枯損樹木の伐採 ・施肥	適宜
日常点検		・要望・苦情による現場対応 ・枝張り状況、枯損など生育状況の点検	日常的に実施
緊急時点検		・台風等災害時の巡回 ・倒木処理等緊急の通行障害除去	災害時・異常発生時

2-3-3 現況調査

(別紙 資料08参照)

2-4 本市の街路樹における問題

2-4-1 道路交通や歩行者への影響

2-4-2 景観や環境への影響

2-4-3 維持管理費の問題

3 街路樹管理計画

3-1 街路樹管理の方向性

3-1-1 管理目標と基本方針

3-1-2 期待される効果

4 整備基準

- 4-1 歩道幅員別整備基準
- 4-2 植栽位置・植栽間隔
 - 4-2-1 一般部・交差点部の配置
 - 4-2-2 通行の支障となる街路樹
 - 4-2-3 過密化した街路樹
 - 4-2-4 補植や選択的伐採・樹種転換
- 4-3 適切な樹種選定

5 維持管理基準

- 5-1 目標樹形の設定
- 5-2 点検・診断および改善処置
- 5-3 市民協働による維持管理（道路アドプト・緑化団体）
- 5-4 市民協働による街路樹管理ルール

6 街路樹の再整備と事業実施効果

- 6-1 再整備の概要
 - 6-1-1 再整備計画
 - 6-1-2 再整備等の実施工程
- 6-2 事業実施効果
- 6-3 今後の進め方